

1. はじめに

1992年の地球サミットで採択された行動計画アジェンダ21 (United Nations, 1992) では、人間活動と生態系における沿岸域の重要性を強調し、2020年には世界人口の3/4が沿岸に住むとして、「沿岸国は、自国の管轄下にある沿岸域および海洋環境の総合管理と持続可能な開発を自らの義務とする」と定めた。その後、国際的に、沿岸域の統合管理や持続可能な開発に対する取り組みが盛んになっている。特に、2002年にヨハネスブルグで開催された持続可能な開発世界サミットでは WSSD (World Summit on Sustainable Development) (United Nations, 2002) 実施計画が発表され、海洋の総合管理、海洋環境の保護・保全と持続可能な開発に関する基本理念が示された。東アジアでも、海洋の持続可能な開発において、政府間及び非政府間で活発な協議が東アジア海洋会議 (The East Asian Seas Congress) などの場で行われている。

日本国内でも、沿岸・海洋管理の目指すべき姿についてさまざまな研究・提言が行われている。1998年3月31日に閣議決定された第5次全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン—地域の自立の促進と美しい国土の創造—」(国土庁, 1998) においては、総合的な視点で沿岸域管理の必要性が述べられ、各種事業などを統合的に推進する沿岸域管理に取り組むとされている。これに基づいて、2000年2月23日に「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」(「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議, 2000) が「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議により決定された。また、2001年12月に国土交通省は有識者からなる「沿岸域総合管理研究会」を設置した。2003年には「沿岸域総合管理研究会提言～未来の子供達へ美しく安全で生き生きした沿岸域を引き継ぐために～」(沿岸域総合管理研究会, 2003) がまとめられ、インターネットで公表されている。学会などの関係機関からもさまざまな提言を行っている。2000年には日本沿岸域学会が「日本沿岸域学会・2000年アピール—沿岸域の持続的な利用と環境保全のための提言—」(日本沿岸域学会, 2000)、2002年には日本財団が「海洋と日本—21世紀の海洋政策への提言—」(日本財団, 2002) を出している。

中国は、最大の発展途上国(付録A)で、近年著しい経済発展を遂げたが、それに伴い海洋環境へのインパクトも増している(ZHAI and IKEDA, 1998; 池田・翟, 2000)。中国も海洋管理政策に種々取り組んできた。特に近年の取り組みは、日本では幾つかの側面からの紹介(例えば、李・姿, 2004)はあるが、系統的にまだ紹介されていない。本報告の主な目的は、中国における沿岸域の経済開発および

沿岸域の管理制度における歴史、直近の動向、そして今後の方向性を文献整理などにより系統的に整理していくことである。それによって、沿岸域の利用の最適化を考えた上で、今後の沿岸域管理のあるべき戦略を検討するための参考情報を提供する。

2. 中国の沿岸・海洋の特徴

中国は、海岸線18,000km、そのうち、深水海岸線(1万ton以上の船が停泊できる港湾を建造できる海岸線を指す)400km余りを有している。中国の沿岸・海洋は、熱帯と亜熱帯と温帯にわたり、豊かな資源を持っている。具体的には、2万以上種類の海洋生物(そのうち、海洋魚介類3000余)、約240億tonの海洋石油資源、約14兆m³の天然ガス資源、約31億tonの海浜砂資源、6.3億kwの再生可能な海洋エネルギー、380万haの干潟面積、約12.4万km²の水深0～15mの浅海域面積を持つ。また、海洋産業も著しく発展してきた。海洋漁獲量や海洋製塩量はすでに世界一、造船業は世界第3位、港湾数・取扱量および海浜観光業は世界トップクラスとなっている。2000年の主な海洋産業の生産高の増加額は2297億元に達し、全国GDPの2.6%、沿岸11省(自治区、直轄市)のGDPの4.2%を占めている(国自然資源叢書編纂委員会, 1995; 国家発展和改革委員会他, 2005)。

2005年には、海洋経済の発展は依然高成長率を保っている。海洋産業総生産高が1.7兆元、増加額が7,202億元、国内総生産高の4.0%を占めた。また、2004年と比較すると、12.2%増加した。海洋経済における産業構造は、第1次:第2次:第3次=17:31:52で、増加額はそれぞれ1,206億元、2,232億元、3,764億元(国家海洋局, 2006c)。また、産業別から見ると、観光や漁業や運輸などといった主要産業が全体の75%以上を占めている(図-1～3)。

また、地域的には、中国の海洋経済は環渤海湾や長江デルタ地域や珠江デルタ地域に集中している。2005年にはそれぞれ、総生産高は5,510億元、5,860億元、3,000億元で、全国の海洋経済を占める割合は32.4%、34.5%と17.7%となっている。

しかし、沿岸域における統合的な開発・管理はまだ十分になされていない。たとえば、具体的には、海洋産業の技術水準が低いこと、海域環境悪化や近海漁業資源破壊などで一部の海洋生物が絶滅に瀕していること、開発秩序が混乱していること、資源の基礎データが不明確であること、海洋経済発展のためのインフラおよび技術設備が遅れていることが問題として挙げられている。

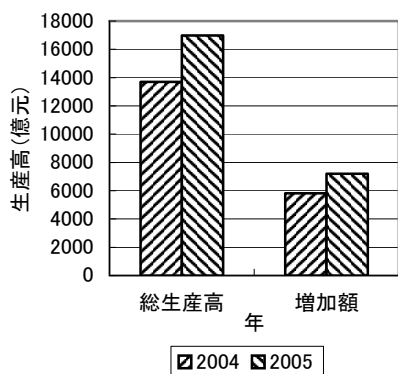


図-1 2005年の中国の海洋経済

2005年中国海洋環境質量公報（国家海洋局，2006a）によると，沿岸域の海洋環境は依然として緊迫しており，主な区域は，遼東湾，渤海湾，長江口，杭州湾，江蘇省沿岸域，珠江口及び大中規模都市の沿岸域などである（図-4，付録B）。

ここでは，汚濁のない海域（中国語で「清潔海域」）とは，国家海水水質基準（付録C）の第1類海水の水質を満たし，海洋漁業や海上自然保護区や絶滅に瀕している動植物の保護区に適用できる海域。比較的汚濁の少ない海域（「較清潔海域」）とは，比較的清潔な海域で，国家海水水質基準の第2類海水の水質を満たし，水産養殖，海水浴，海上スポーツ及び食品に関わる工業用水に適する海域。軽度の汚濁がある海域（「軽度汚染海域」）とは，国家海水水質基準の第3類海水の水質を満たし，一般工業用水に適する海域。中度の汚濁がある海域（「中度汚染海域」）とは，国家海水水質基準の第4類海水の水質を満たし，港湾及び海洋開発用のみに適用する海域。重度の汚濁がある海域（「嚴重汚染海域」）とは，非常に汚濁され，国家海水水質基準の第4類海水の水質を満たさない海域である。

全国的に，海洋の汚濁面積は2003年～2005年でそれぞれ14.2万km²，16.9万km²，13.9万km²と横ばいになっているが，その中の「嚴重汚染海域」の割合は増加している（図-5）。換言すれば，面積的には横ばいであるが，その汚濁の程度は悪化している。

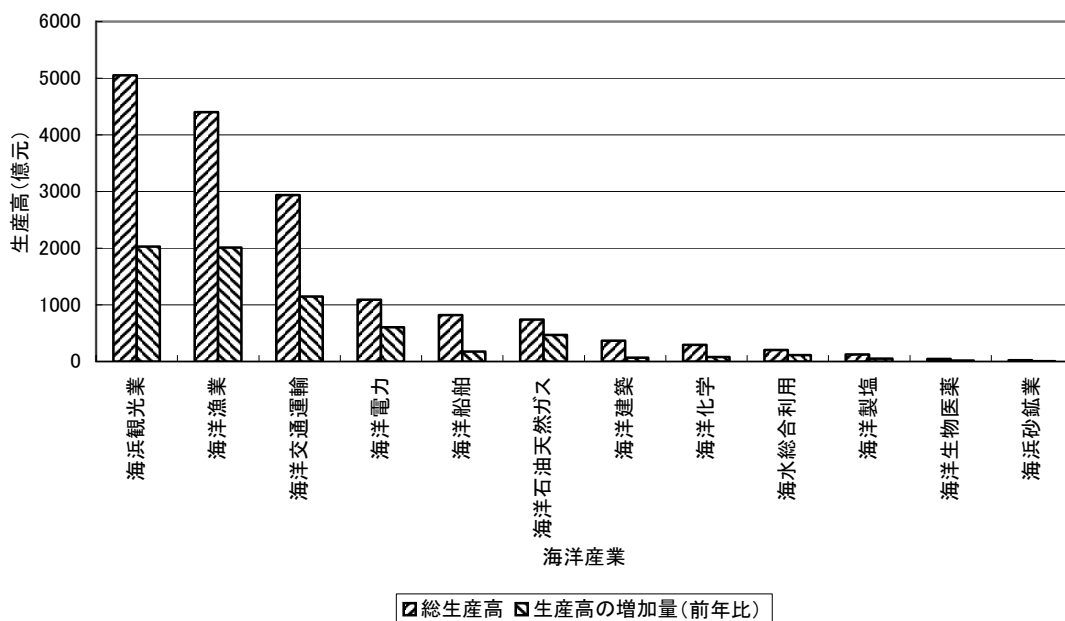


図-2 2005年の中国海洋経済の産業規模

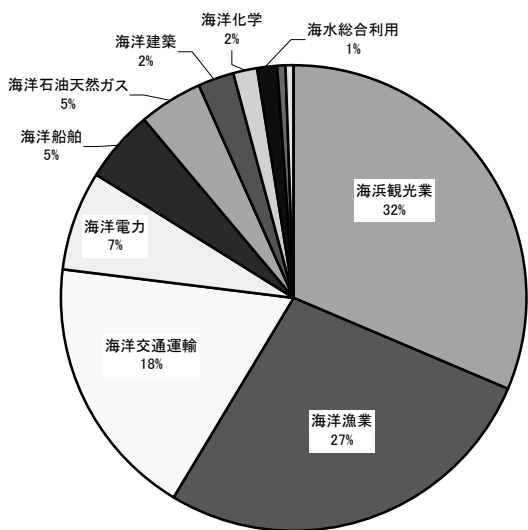


図-3 中国海洋産業(GDP)の構造 (2005年)

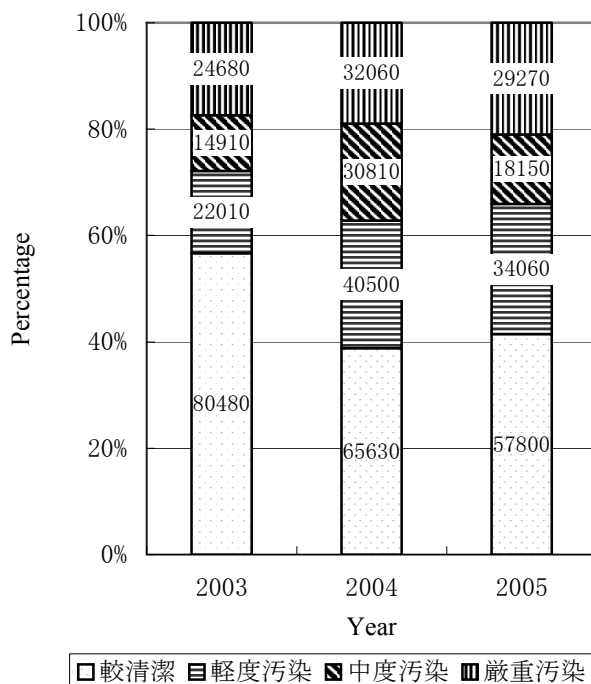


図-5 2005年中国海洋汚濁の現状 (単位: km²)

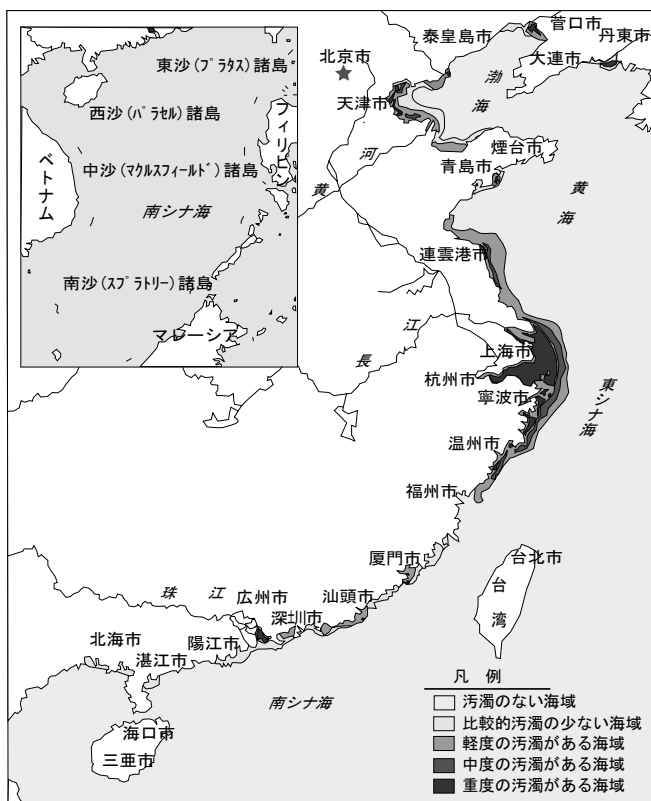


図-4 2005年の中国の各海域の汚濁状況 (国家海洋局, 2006a)

3. 中国の沿岸・海洋管理の変化

中国の沿岸域管理の変化は、行政管理組織と法整備との二つの側面から見る事ができる。行政管理組織においては、表-1 に示すように、1958年に近海調査のため国家科学技術委員会に海洋組が設立された。1964年に国务院(政府)直轄の国家海洋局に改められた。主な業務は、近海調査・研究であった。

表-1 中国の海洋管理組織の推移

年	組織名	基本業務
1958	国家科学委員会 海洋組	近海調査・研究
1964	国家海洋局(国务院直轄)	近海調査・研究
1983	国家海洋局(国务院直轄, 副部級)	海洋環境モニタリング・管理を加える
1998	国家海洋局(国土资源部管理の外局)	海域管理・海洋環境モニタリング・管理

1980年後、改革・開放政策による経済発展に伴って、海洋環境問題が顕著となり、沿岸海洋にかかわる業務は多様

化した。1983年に国家海洋局（国务院直轄、副部級）の業務を見直し、海洋環境モニタリング・管理などを新たに加えた。

1998年以後は、国家行政システム改革の一環として、国家海洋局が、地質鉱産部、国家土地管理局、国家測絵局と統合整理され、国土資源部にある二つの外局（国家海洋局、国家測絵局）のうちの一つとなっている（付録D）。本局の事務組織としては、弁公室（大臣官房に相当）、政策法律と企画司、海域管理司、海洋環境管理司、科学技術司、国際交流司がある。また、各海域に国家海洋局の出先機関として、北海分局と東海分局と南海分局があり、それぞれの海域の管理などに当たっている。なお、国家海洋局に対応する形で、沿岸域の各省も海洋管理局や海洋・漁業管理

局という部局をもち、国家海洋局の指導を受けながら、各省の海岸・海洋の開発・管理を実施している。

沿岸海洋の開発に伴って、沿岸海洋における法整備も着々と進められてきた（表-2）。中国の法制度体系は付録Eを参照されたい。1980年から1990年代まで海洋環境および海洋資源の保護法の整備、今世紀に入ってからは、主に沿岸海洋の統合的開発・管理における法整備という特徴がみられる。もうひとつの特徴は、沿岸域の各省もしくは各市が、国レベルの法制度の下で独自に沿岸域計画・管理の条例制定を活発に行っている。中国の行政体系は付録Fを参照されたい。両者は互いに補完する形で統合的沿岸域管理を目指している。

表-2 中国における沿岸域管理の主な法制度

1958年9月4日	中華人民共和国政府領海における声明
1982年1月30日	中華人民共和国海洋石油資源における国際協力開発条例(2001年9月23日改正)
1982年8月23日	中華人民共和国海洋環境保護法(1999年12月25日改正)
1983年9月2日	中華人民共和国海上交通安全法
1983年12月29日	中華人民共和国海洋石油探査開発における環境管理条例
1983年12月29日	中華人民共和国海域船舶汚濁防止における管理条例
1985年3月6日	中華人民共和国廃棄物の海洋投棄に関する管理条例
1986年1月20日	中華人民共和国漁業法(2000年10月31日改正)
1986年3月19日	中華人民共和国鉱産資源法(1996年8月29日改正)
1988年5月18日	中華人民共和国船の解体による汚濁防止における環境管理条例
1989年2月11日	海底ケーブルチャンネル設置における管理規定
1990年5月25日	中華人民共和国海岸建設工事による海洋汚濁防止に関する環境管理条例
1990年5月25日	中華人民共和国陸源汚濁物による海洋汚濁被害防止に関する環境管理条例
1992年2月25日	中華人民共和国領海及び関連区域法
1996年5月15日	全国人民代表大会常務委員会《国連海洋法公約》を批准する決定
1996年6月18日	中華人民共和国海洋科学における国際共同研究に関する管理規定
1998年6月29日	中華人民共和国専属経済区及び大陸棚法
2001年10月27日	中華人民共和国海域使用管理法
2001年11月14日	渤海碧海行動計画（国家環境保護総局）
2003年7月1日	無居民海島保護及び利用管理規定
2003年11月14日	廃棄物投棄区域管理に関する暫行規定
2003年	全国海洋経済発展計画綱要
2005年	海水利用プロジェクト計画（国家発展と改革委員会、国家海洋局、財政部連合公布）

4. 中国の沿岸域範囲

中国の沿岸域（中国語で「海岸帯」）の範囲は、一般に中国で80年代初期に行われた、沿岸域における総合調査での定義がよく使われている。ちなみに、海岸線から陸側は10キロ、海側は-10m~-15mの等深線までの範囲である（表-3）。この定義によると、中国の沿岸域の面積は、約35万km²、中国の国土面積の2.9%を占める（国自然資源叢書編纂委員会、1995）。

しかし、今実施されている「中国近海海洋総合調査および評価」（以下、908専項という）では、海岸線から陸側5km、海側1kmの範囲を使っている（908専項弁公室、2005a）。また、「渤海碧海行動計画」（国家環境保護総局、2001）や、今策定中の「碧海行動計画」（国家環境保護総局、2002）は、沿岸海域の環境保護の重点地域として、海岸線から陸側が数km、海側が一般に12海里までの範囲を指している。

なお、同じ地方政府の中でも、その範囲は異なっている。

例えば、山東省の沿岸域計画（山東省人民政府，2005）の定義では、沿岸域は海岸線から陸側が原則少なくとも2km、海側が10海里までの範囲とされている。また、「山東省海洋功能区劃（山東省海洋利用ゾーニング）」（山東省人民政府，2004）では、沿岸域は海岸線から陸側が1~5km、海側が10海里までの範囲と定義されている。「山東省青

島市海岸帯規劃管理規定（青島市沿岸域計画管理条例）」（青島市人民政府，1995）では、沿岸域は、市街地の陸側では海に最も近い幹線道路まで、非市街地では陸側が1km、海側が10海里までの範囲、等々と具体的に定義されている。したがって、中国国内でも、計画や管理などの目的や地域によって沿岸域の地理的範囲が異なっている。

表-3 中国における沿岸域の範囲

目的	沿岸域範囲		実施機関
	陸側	海側	
1980年代の沿岸域における資源の総合調査	10km	-10m~-15mの等深線	国家科学委員会・国家海洋局
21世紀初期の近海海洋総合調査	5km	1km	国家海洋局
海洋環境保護実施行動計画	数km	12海里	国家環境保護総局
山東省の沿岸域計画	2km	10海里	山東省人民政府
山東省海洋利用ゾーニング	1~5km	10海里	山東省人民政府
山東省青島市沿岸域管理	市街地：海に最も近い幹線道路まで 非市街地：1km	10海里	青島市人民政府

5. 中国の沿岸・海洋管理の現状

豊饒な土壌、豊富な水産資源や鉱物資源を有し、生態的、社会経済的価値の高い中国の沿岸域は、古来より人口の集積が進み、海上交通の拠点として、また、水産業や農業・工業・物流・レクリエーションなどの場として利用・開発され、人々の暮らしを支えてきた。その管理にもほぼ中央官庁のすべてが関わっているが、海域においては、軍以外の主要な管理官庁は、国家海洋局、交通部及び農業部である（表-4）。海洋の使用権管理、海洋の開発・利用、海洋の環境保護に関する業務は、主にこの三つの官庁で分担され、具体的には「中華人民共和国海域使用管理法」、「中華人民共和国海洋環境保護法」、「中華人民共和国漁業法」、「中華人民共和国水上交通安全法」などの法律で定められている。

5.1 全国海洋経済発展計画

2003年5月9日に国務院が、国家発展と改革委員会と国土資源部と国家海洋局が合同で作成した「全国海洋経済発展規劃綱要」を承認し、公布した。その計画綱要は、海洋漁業、海洋交通、海洋石油・天然ガス、海浜観光、海洋船舶、海塩及び海洋化成、海洋生物医薬などを含む海洋産業を計画対象とし、中国の内水域、領海域、近隣区域、排他的経済区域、大陸棚及び中国管轄のその他の海域（香港、マカオ、台湾を含んでいない）、国際海底の鉱区を計画区域としている。計画期限は2001~2010年である。

表-4 中国における沿岸・海洋管理の現状

業務	法律根拠	主管機関
海域管理	「中華人民共和国海域使用管理法」	国家海洋局
海洋開発	「中華人民共和国漁業法」、「中華人民共和国水上交通安全法」、等々	農業部、交通部、海軍、等々
海洋環境管理	「中華人民共和国海洋環境保護法」	国家環境保護総局、国家海洋局、農業部、交通部、海軍、等々

海洋経済発展における原則は6つあると定められている。第1に、発展速度と効率の統一を堅持し、海洋経済の発展レベルを高めること。第2に、経済発展と資源・環境保護の両立を堅持し、海洋経済の持続可能な発展を保障すること。第3に、科学技術による海洋経済発展の促進を重視すること。第4に、海洋経済構造を調整すること。特に、新興海洋産業を積極的に振興し、ハイテク産業を促進し、海洋資源の総合的利用を深めること。また、海洋産業の立地も国家の計画の下で最適化すること。第5に、重点産業を重点的に促進すること。特に海洋漁業、海洋交通運輸業、海洋石油・天然ガスなど。第6に、海洋経済発展と国防建設との調和を堅持すること。

海洋経済発展の目標は、2010年に海洋経済の増加量が国内総生産（GDP）に占める割合を5%以上とし、国民経済

の重要な産業となること、また、一部の沿岸省（市自治区）での割合は、10%以上となることである。

海洋経済発展の主な施策においては、全体的には、沿岸海洋管理における法制度及び行政管理システムを改善し、スムーズにできるような海洋管理体制を確立し、海洋経済発展のための融資や技術支援を重点的に行い、各施策の実施を確保することとなる。具体的には、7つ挙げられる。

- (1) 沿岸海洋管理の法制度を改善し、法の実行力を高め、海洋管理をスムーズにできるように体制を整理する。
- (2) 科学技術を重視し、海洋産業の競争力を高める。
- (3) 融資ルートを広め、企業主体の投資を確立する。
- (4) 沿岸域の長所を発揮し、海洋経済の発展を促進する。
- (5) 海洋環境保護への投資を増加し、海洋経済の持続可能な発展を保障する。
- (6) より多くの支援を行い、島嶼における建設と発展を促進する。
- (7) 海洋の防災・減災力を高め、海洋サービスシステムを完全化させる。

5.2 海域使用管理

1980年代後半から、中国の著しい経済発展に従って、海域利用ニーズの増加に伴う海域利用の無秩序化と社会的摩擦の増大が顕著になっている。海洋資源の合理的・持続的な利用を実現し、国家の海域所有権及び機関や住民の海域使用権を保障するために、2001年10月に「中華人民共和国海域使用管理法」（以下、海域管理法という。）が制定され、2002年元日に発効した。国家海洋局は、海域管理の責任機関となっている。

海域管理法は、8章54条からなる。すなわち、総則、海域機能区分（ゾーニング）、海域使用の申請と許可、海域使用権、海域使用料、管理執行、法律責任、附則、の8章にわたって、中国の海域の所有権と使用権の管理枠組みを決める。この法律では、中国のある固定海域で排他的開発利用に3ヶ月間以上従事する部門や個人は必ず審査の上で許可海域使用権面積と使用年限で決められた海域使用料を納めることが定められている。また、海域使用権人は審査指示機関の批准を得た後の海域使用権を譲渡するかリースする場合、海域使用権譲渡金あるいは海域貸出料を納めなければならない。同時に、海域使用料減免政策を明確にし、中央財政または地方財政が直接投資する国家重大建設プロジェクトの海域使用においては、一定の期限内に海域使用料を減免できる。海域使用料は県クラス以上の海洋行政主管部門により徴収され、国庫に収まる。

この海域管理法の大きな特徴は3点あると思われる。1点目は、海域の所有権と使用権の分離である。この法律は、土地の所有権と同じように、海域の所有権が国家にあることをはじめて宣言した。しかし、海域を使用する際に、国

に海域使用申請をすれば、一定の手続きを経て海域の使用権を得られる。この発想は、海域が土地資源の延長であり、海域管理も土地利用管理と整合すべきと考えていることが窺われる。これも国家海洋局が国土資源部の外局とされた主な理由だと考えられる。しかし、所有権と使用権の分離により、海洋資源の過度使用による海洋環境破壊の恐れが生じる問題もある。

2点目は、海域の使用権の市場化及び市場メカニズムによる海洋管理の試みである。それは、海域が資源であり、その使用権に付加価値があるため、国防や公益事業などの特別な事情を除いて、使用権の取得・委譲をできるだけ市場メカニズムで行うということである。海域使用料の算定システムは、一般に図-5に示すように5段階で行われる。まずは、基準価を決める理念・理論・方法など、特に、基準価を決めるプロセスに関わる技術規程や作業ソフトウェアが重点的に検討される。次に、海域の自然状況や使用目的などによって、海域使用を一般海域使用（例えば、漁業）と特殊海域使用（例えば、教育、研究）に類型化し、それぞれの経済価値により基準価を決める。第3段階では、基準価を決めた後に、海域利用関係者が集まって基準価を評価する。問題がなければ、現場作業マニュアルを作成し、現場技術者に対して研修を行う。第4段階では、作成した基準価を公表すると同時にその観測システムをも立ち上げる。最後は、観測した使用料と基準価を比較し、評価し、より現状にあった基準価を決める。

2005年までは、中国全国で授与された海域使用権証書は31,979件、許可された海域面積は95.2万haである。そのうち、国家海洋局では、海域使用権証書284件の授与、海域面積5.08万haの許可を行っている。また、2005年度は、中国全国で授与された海域使用権証書6,887件、許可された海域面積27.25万haに対して、徴収された海域使用料は10.5億元である（国家海洋局、2005b）。その内訳において、面積では漁業、徴収した使用料では埋め立ての割合が最も大きい（付録G）。

3点目は、海洋管理のゾーニング制度である。ゾーニングを行う際に、考慮すべき原則は5つある。その原則は、(1) 海域の位置、自然資源、自然環境などの自然属性を考え、海域の機能を科学的に決めること。(2) 社会経済的發展のニーズに合わせ、海域の使用を統合的に配分すること。(3) 生態系を保護・改善し、海域の持続可能な発展を保障し、海洋経済の発展を促進すること。(4) 海上交通安全を保障すること。(5) 国防安全を保障し、軍事のニーズを確保すること。海洋ゾーニング管理は、全国レベル、省レベル、市・県レベルというスケールで階層的に

行われることである。

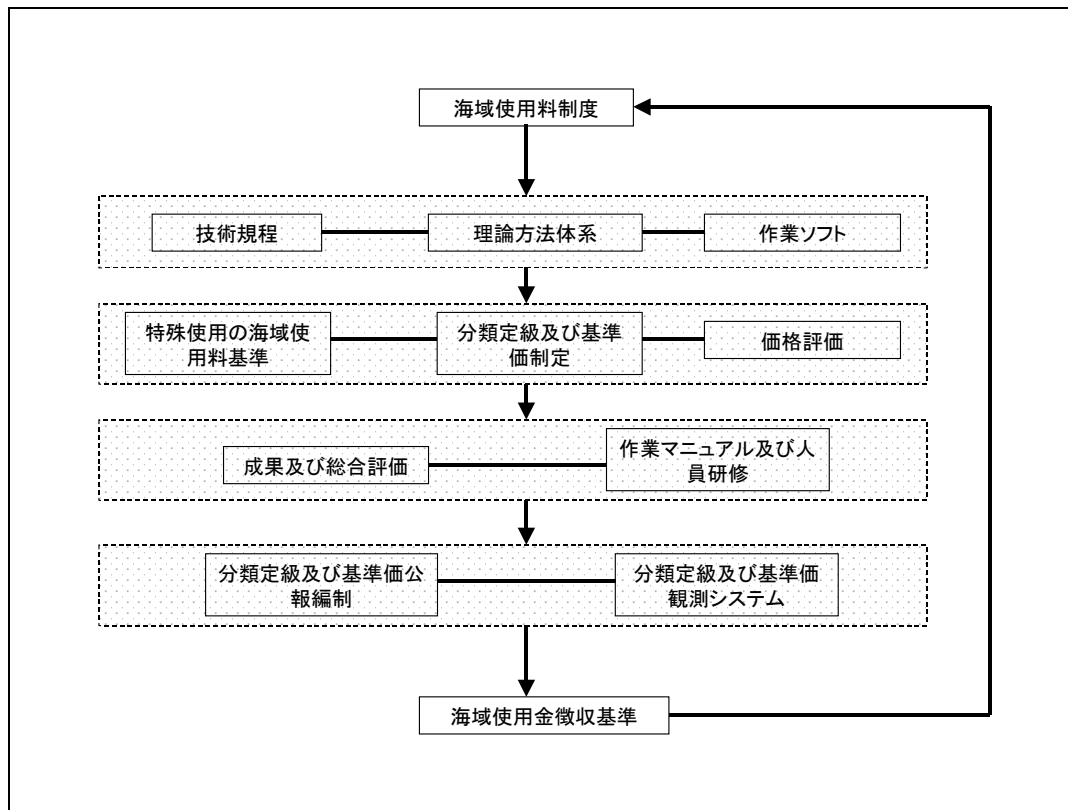


図-5 海域使用金徴収基準の設定プロセス

5.3 海洋環境管理

1982年8月23日に公布され、1999年に改定された「中華人民共和国海洋環境保護法」（以下、海洋環境保護法という）は、10章から構成される。ちなみにその内容は、第1章総則、第2章海洋環境監督管理、第3章海洋生態保護、第4章陸源由来汚濁物の海洋環境への汚濁被害の防止、第5章海岸建設事業の海洋環境への汚濁被害の防止、第6章海洋建設事業の海洋環境への汚濁被害の防止、第7章廃棄物の海洋投棄による海洋環境への汚濁被害の防止、第8章船舶及びその関連作業による海洋環境への汚濁被害の防止、第9章法律責任、第10章附則である。

海洋環境保護法の章立てから分かるように、海洋環境への汚濁源は多種多様であるため、海洋環境保護法の第4条で示されるように、いくつかの官庁が連携しながら、海洋環境管理を行っている。国家環境保護総局は、中国全国の環境保護管理の主管機関として、海洋環境の管理業務に指導・調整・監督する責任を持つとともに、陸源由来の汚濁物の排出管理を行う。国家海洋局は、海洋環境を管理・監督し、海洋環境の調査、モニタリング、評価及び研究を実施し、海洋建設事業及び廃棄物海洋投棄による海洋環境へ

の汚濁被害の防止に努めることになっている。

国家海事行政機関（交通部）は、管轄港湾海域内の非軍事船舶及び管轄港湾海域外の非漁業・非軍事船舶による海洋環境への汚濁を監督・管理する業務を負い、海洋環境汚濁事故を処理する。また、中国の管轄海域で海洋環境汚濁事故を起こした外国籍船舶に対しての取調べや処分を行う。船舶による汚濁事故が漁業に損害を与えた場合は、漁業行政管理機関（農業部）と連携して調査・処理を行う。

国家漁業行政機関（農業部）は、漁港海域内の非軍事船舶及び漁港海域外漁業船舶による海洋環境への汚濁を監督・管理し、漁業海域の生態系を保護する。また、漁業汚濁事故の調査・処理を行う。軍隊の環境保護部門は、軍事船舶による海洋環境汚濁を監督管理し、汚濁事故を素早く調査・処理する。

5.4 全国近海海洋総合調査及び評価（908 専項）

中国は、1949年建国後、これまでは2回の島嶼調査を含めて近海海洋調査を4回実施した。しかし、1950年代末と1980年代初期の全国海洋センサス結果は当時の社会技術水準などの制約で現在の中国の社会経済発展のニーズに

合わないため、今現在 5 回目の海洋調査（908 専項）を行っている（表-5）。具体的にその背景をいうと、第1に、その遅れた調査技術で得た資料の精度が低く、データ量が少ない。第2に、調査した海域は沿岸域に集中しすぎ、中国の近海海域の 40%でしかない。第3に、1980 年代初期の近海海洋調査以来、すでに 20 年以上が過ぎている。この間、中国の近海の資源や環境の状況は大きく変わり、その調査結果は中国の今現在の海洋環境の現状を正確に反映することができなくなった。第4に、海洋の資源や環境の質が近年大きく低下し、優れた海洋管理のために海洋の資源や環境の正確な情報が強く求められているということである。

表-5 中国近海海洋総合調査

調査名称	調査目的	時期
全国海洋総合調査	海洋センサス	1958-1960
沿岸主要島嶼調査	島嶼調査	1974-1976
全国沿岸域及び干潟資源総合調査	海洋センサス	1980-1986
全国海島資源総合調査	島嶼調査	1988-1995
全国近海海洋総合調査及び評価	海洋センサス	2004-2009

908 専項とは、2003 年 9 月に温家宝首相が同意と決済をした「全国近海海洋総合調査と評価専項」のことである。908 専項は、調査総費用は 19.8 億元（300 億円弱）で、2004 年から開始された国家海洋調査プロジェクトである。ちなみに、2004 年は準備・スタート、2004 年～2007 年は近海海洋総合調査、2005 年～2008 年は近海海洋総合評価、2005 年～2009 年は近海デジタル海洋情報プロトコル構築、2009 年はまとめというスケジュールである（908 専項弁公室、2005b）。この成果は、今後の沿岸海洋管理政策を策定するときの基礎となる。

6. 沿岸・海洋管理の課題と今後の動向

中国の沿岸・海洋管理においては、近年法制度の整備や行政管理システムの改革などを通じて、統合的沿岸・海洋管理を目指した取り組みが進められ、大きな成果が得られている。今後どう取り組んでいくのかは、今現在重点的施策（例えば、海洋ゾーニング計画及び総合的海洋開発保護計画、経済的原理に基づいた海域管理、空中・海上・沿岸を一体化した多機能の沿岸海洋管理システムの形成）の強化以外は、主に以下の点で考えていると思われる。

6.1 2020 年海洋開発戦略計画の策定

中国の海洋経済の著しい発展、ひいては中国の経済発展をいかに維持させていくには、長期的な海洋開発戦略が欠かせない。そのため、「中国海洋開発戦略計画」の編制が急務となっている（高、2003）。海洋開発戦略計画は、国際海洋開発の動向及び中国の海洋開発の状況と任務、21 世紀中国海洋開発の総戦略及び 2020 年までの段階的戦略、海洋開発戦略計画の原則及び指針、海洋開発の戦略目標及び産業配置、海洋開発の実施における重大課題およびその対策・措置、等々という主要な内容からなる。

6.2 海域使用权の管理と海洋環境管理との連携

海域使用管理法により、海域の使用权管理はできている。しかし、使用权を管理する省庁（国家海洋局）と、海域を使用して活動を行う機関、また、汚濁負荷を出している機関を管理する省庁（例えば、交通部、農業部）との間での連携が充分に行われていない。そこで、沿岸海洋管理に関して中央省庁間の協調・調整・連携を図る「中国海洋管理委員会」の設置が提案されている（王、2002；商、2005）。

6.3 法制度の整備を完全化

1980 年代からのゼロからの法整備は、重要な管理課題への緊急対応として急ピッチで進んできた。しかし、海洋管理における法体系はまだ確立されていない。まず、国連の「国連海洋法条約」(United Nations Convention on the Law of the Sea) (United Nations, 1982) と整合した「国家海洋法」の制定により、中国の統合的沿岸海洋管理のための基本法を確立する。そして、「国家海洋法」の下で、「海島法」、「海岸帯管理法」などを制定する。同時に、個々の法間の整合性を図りながら、既存法の改定を行うとともに、施行された法の条例化や省令化を速やかに行う。

6.4 海洋管理情報システムの構築による海洋資源・環境のモニタリング・評価の高度化

リモートセンシングやコンピューターシミュレーションや情報処理技術などを利用することにより、既存の海洋観測設備及びシステムを改善し、海洋災害の早期警報能力を高め、高潮、赤潮、海洋油流出、海洋ウイルスなどの環境・災害の高精度のモニタリング・警報システムを確立する。同時に、沿岸域にあるポイント汚濁源や油流出などに対して特定モニタリングを実施する。

6.5 沿岸海洋開発・保護への住民参加と情報開示

沿岸・海洋管理には、優れたガバナンス（Good Governance）が求められている。優れたガバナンスとは、

国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) によれば、参加性が高く、透明で、説明責任がある、法律に準拠する、効果的で公平なものであるとしている。優れたガバナンスの原則に照らしてみると、課題が大いにあることが分かる。これを完全に解決するのは政治システム改革に関わるため、優れたガバナンスを達成することは、中国では最も重要な長期課題であるとされている (王, 2002)。

7. 終わりに

これまでは中国の取り組んできた様々な沿岸管理・事業の実態についての情報は部分的には提供されてきたが、全体的視点からこれらの情報を収集・整理することはなされてこなかった。本論文は、中国における沿岸域の経済開発および沿岸域の管理制度において、文献整理および聞き取り調査などを用いて、その歴史、直近の動向、そして今後の方向性を系統的に整理し、幾つかの点を明らかにした。中国の沿岸海洋管理は本格的に始まって 20 年余りと先進国と比べると短い、沿岸海洋における法整備や行政システムの再編の面だけではなく多くの面で急速に進んできた。また、海洋開発戦略計画の策定、海域使用権の管理と海洋環境管理などの連携による沿岸海洋管理の統合化、法制度の体系化、海洋管理情報システムの構築による海洋資源・環境のモニタリング・評価の高度化、沿岸海洋開発・保護への住民参加や情報開示、等々がさらに重点的に推進されると見られる。なお、海域使用権であれ、海洋環境管理であれ、中国の沿岸海洋管理は、中国の持続可能な発展という大目標の下での中国の国情に対応したものである。しかし、こうした中国独特の海域使用権の管理や行政システムの再編などの考え方やコンセプトは、日本の沿岸海洋管理に対しても非常に重要な示唆を与えるものである。

(2006年6月1日受付)

謝辞

最後に本報告に用いた中国の沿岸・海洋汚濁図などの作成に際しては、沿岸海洋研究部沿岸域システム研究室大森真由美氏にご協力いただきました。ここに深く感謝の意を表します。

参考文献

「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議 (2000) : 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針。

908 専項弁公室 (2005a) : 我国海洋総合調査与評価海岸帯調査. 中国海洋報 : 海洋大観版. 2005 年 8 月 2 日.

908 専項弁公室 (2005b) : 我国近海海洋総合調査与評価海岸帯調査. Available at <http://www.soa.gov.cn/908/> (中国語). Accessed on Feb. 28, 2006

池田三郎・翟国方 (2000) : 「第 3 章 北東アジア大陸付属海の水質汚濁」, 『中国の環境』, 文部省重点領域研究【中国の構造変動】シリーズ 6 巻『環境—成長への制約となるか』(小島麗逸 編), 東京大学出版会, pp.103-162.

沿岸域総合管理研究会 (2003) : 沿岸域総合管理研究会提言～未来の子供達へ美しく安全で生き生きした沿岸域を引き継ぐために～.

高之国 (2003) : 貫徹“実施海洋開発”戦略部署, 制定実施「海洋開発戦略規劃」. Also available at <http://www.soa.gov.cn/leader/12041b.htm>. Accessed on Feb. 28, 2006.

国家發展和改革委員会・国土資源部・国家海洋局 (2005) : 全国海洋經濟發展計画綱要. (中国語).

国家環境保護総局 (2001) . 渤海碧海行動計劃. Available at <http://www.zhb.gov.cn/eic/649364978884673536/index.shtml> (中国語) . Accessed on Feb. 28, 2006.

国家環境保護総局(2002). 關於印發碧海行動計劃編制指南的通知. Available at <http://www.zhb.gov.cn/eic/649086806737813504/20030110/1036594.shtml> (中国語) . Accessed on Feb. 28, 2006.

国家海洋局 (2006a) . 2005 年中国海洋環境質量公報. Available at <http://www.soa.gov.cn/hygb/2005hyhj/index.html>. Accessed on Feb. 28, 2006.

国家海洋局 (2006b) : 2005 年海域使用管理公報. Available at <http://www.soa.gov.cn/hygb/2005haiyu/index.html> (中国語) . Accessed on Feb. 28, 2006.

国家海洋局 (2006c) : 2005 年中国海洋經濟統計公報. Available at <http://www.soa.gov.cn/hygb/2005jingji/1.htm> (中国語) . Accessed on Feb. 28, 2006.

国土庁 (現・国土交通省) (1998) : 第 5 次全国総合開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン—地域の自立の促進と美しい国土の創造—」.

李銀姫・婁小波 (2004) : 中国沿岸海域管理システムの特徴と課題—「中華人民共和国海域使用管理法」を中心に—. 日本沿岸域学会論文集, vol.16, pp.49-59.

青島市人民政府 (1995) : 青島市海岸帯規劃管理規定. (中国語) .

- 商思林 (2005) :中国“海委会”の構想. 商務週刊. 2005 年 17 号. (中国語). 山東省人民政府 (2004) : 山東省海洋功能区劃. (中国語).
- 山東省人民政府 (2005) : 山東省海岸帶総体規劃. (中国語).
- 王曙光 (2002) 建立海域使用管理制度, 推進海洋和海岸帶綜合管理. 2002 年厦門海洋与海岸帶管理領導研討会論文集. 厦門, 中国. (中国語).
- 中国自然資源叢書編纂委員会 (1995). 中国自然資源叢書—海洋卷. 中国環境科学出版社. (中国語).
- 中国網 (2006) : 中国政治制度—地方行政制度. Available at <http://www.china.com.cn/ch-zhengzhi/zhengzhi6.htm>. Accessed on March 24, 2006.
- 中国統計局 (2006) : 中華人民共和国 2005 年国民經濟和社会發展統計公報. Available at http://www.stats.gov.cn/tjgb/ndtjgb/qgndtjgb/t20060227_402307796.htm. Accessed on March 24, 2006.
- 日本財団 (2002) : 海洋と日本—21 世紀の海洋政策への提言.
- UNESCAP : *What is good governance?* Available at <http://www.unescap.org/huset/gg/governance.htm>. Accessed on March 24, 2006.
- United Nations (1982): *United Nations Convention on the Law of the Sea*. Available at http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_overview_convention.htm. Accessed on Feb. 28, 2006.
- United Nations (1992): *Agenda 21*. Available at <http://www.un.org/esa/sustdev/documents/agenda21/english/agenda21toc.htm>. Accessed on Feb. 28, 2006.
- United Nations (2002): *Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development*. Available at http://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD_POI_PD/English/WSSD_PlanImpl.pdf. Accessed on Feb. 28, 2006.
- ZHAI, Guofang and Saburo IKEDA (1998): *A transfrontier risk profile in the North-East Asia*, In “Risk Research and Management in Asian Perspective”, Edited by Beijing Normal University et al, International Academic Publishers, pp.609-616.

付録A 中国の概況

表-A.1 中国概況 (2005年)

	実績	増加率 (前年比)
国土面積 (万平方キロ)	960	-
総人口 (万人)	130,756	0.59%
都市人口 (万人)	56,212	3.55%
農村人口 (万人)	74,544	-1.53%
国内総生産 (億元)	182,321	9.90%
第一次産業	22,718	5.20%
第二次産業	86,208	11.40%
第三次産業	73,395	9.60%
国際貿易額 (億米ドル)	14,221	23.20%
輸入 (億米ドル)	6,601	17.60%
輸出 (億米ドル)	7,620	28.40%
国内貿易 (億元)	67,177	12.90%
運輸業 (貨物の取扱量) (億トン)	183.7	7.70%
そのうち、水運 (億トン)	21.1	12.80%
運輸業 (旅客の取扱量) (億人)	184.2	4.20%
そのうち、水運 (億人)	2	3.60%

出典：中国統計局 (2006)：中華人民共和国 2005年国民経済和社会発展統計公報

付録B 中国沿岸・海洋の環境汚濁状況

表-B.1 中国沿岸・海洋の環境汚濁状況 (面積：km²)

海域	年度	較清潔	軽度汚染	中度汚染	嚴重汚染	合計
渤海	2003	15,250	3,770	850	1,470	21,340
	2004	15,900	5,410	3,030	2,310	26,650
	2005	8,990	6,240	2,910	1,750	19,890
黄海	2003	14,440	5,700	3,520	3,200	26,860
	2004	15,600	12,900	11,310	8,080	47,890
	2005	21,880	13,870	4,040	3,150	42,940
東シナ海	2003	32,370	5,440	8,550	17,170	63,530
	2004	21,550	13,620	12,110	20,680	67,960
	2005	21,080	10,490	10,730	22,950	65,250
南シナ海	2003	18,420	7,100	1,990	2,840	30,350
	2004	12,580	8,570	4,360	990	26,500
	2005	5,850	3,460	470	1,420	11,200
合計	2003	80,480	22,010	14,910	24,680	142,080
	2004	65,630	40,500	30,810	32,060	169,000
	2005	57,800	34,060	18,150	29,270	139,280

出典：国家海洋局 (2006a)：2005年中国海洋環境質量公報

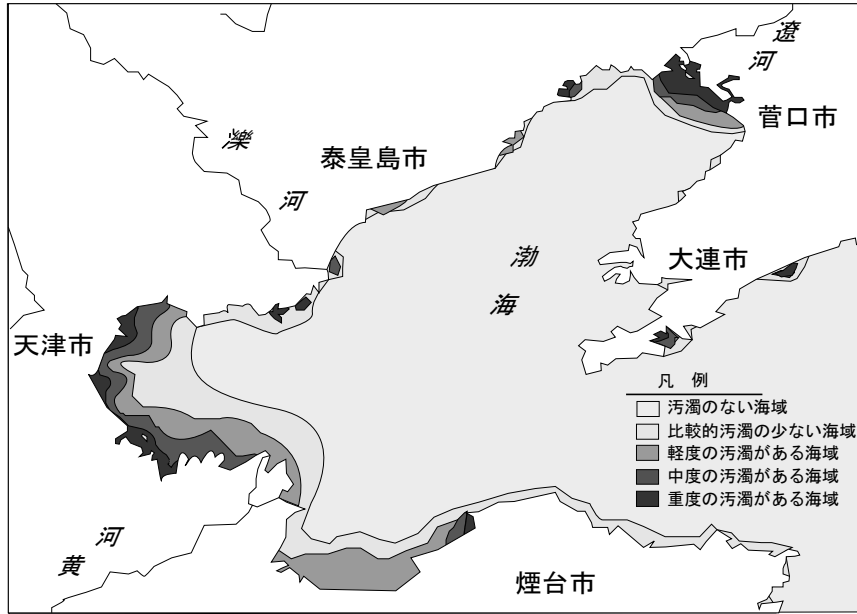


図-B.1 2005年渤海湾の水質分布

出典：国家海洋局（2006a）：2005年中国海洋環境質量公報

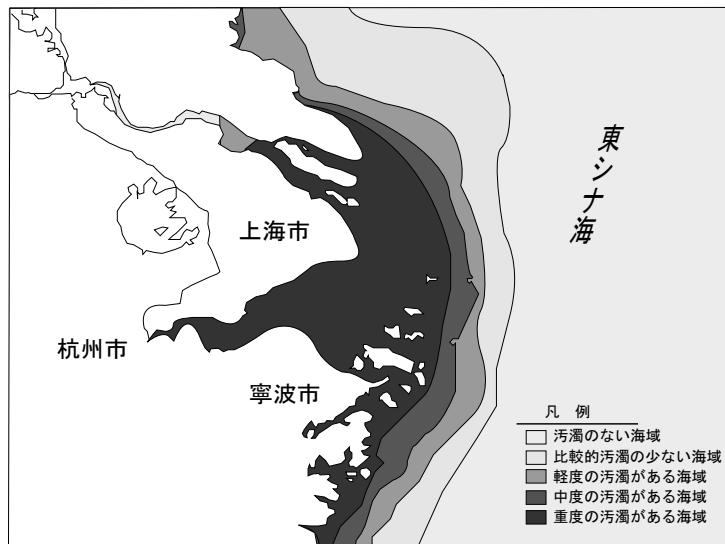


図-B.2 2005年東シナ海の水質分布

出典：国家海洋局（2006a）：2005年中国海洋環境質量公報

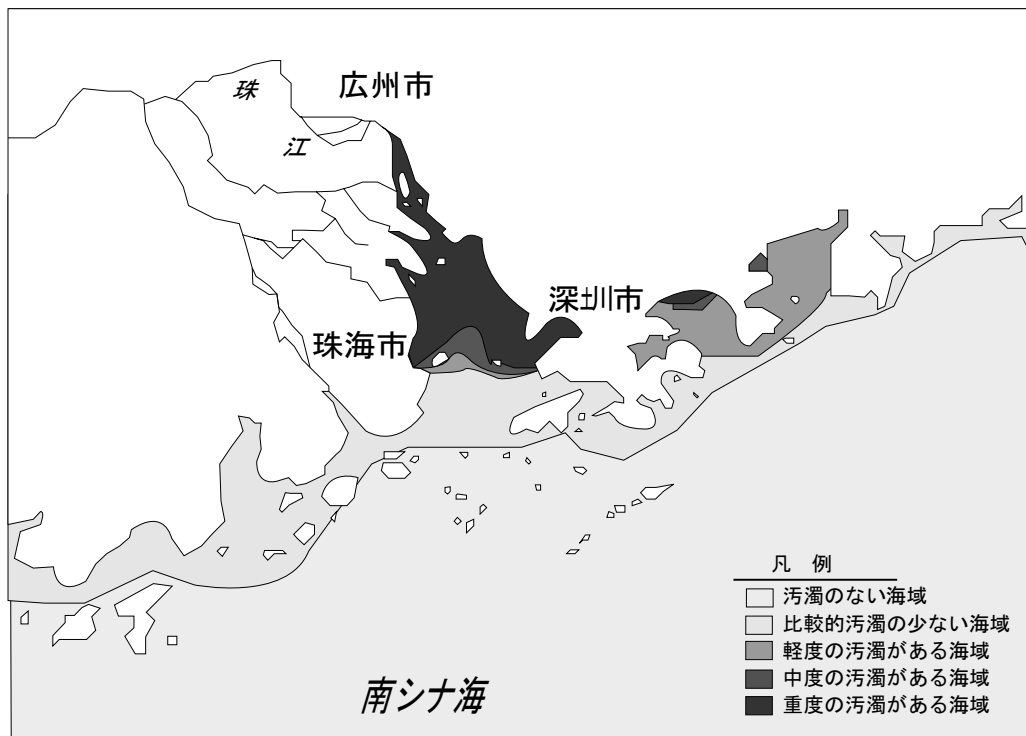


図-B.3 2005年南シナ海の水質分布

出典：国家海洋局（2006a）：2005年中国海洋環境質量公報

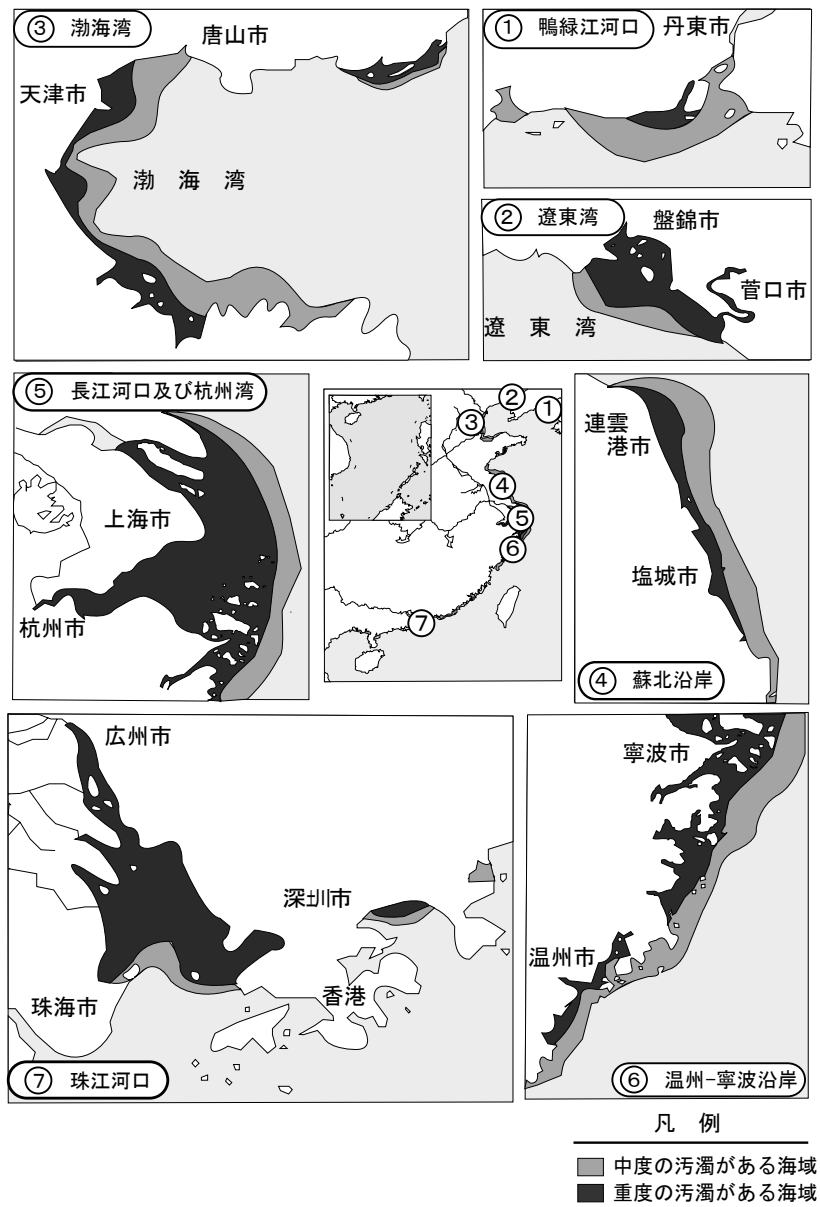


図-B.4 2005年重点海域の水質分布

出典：国家海洋局（2006a）：2005年中国海洋環境質量公報

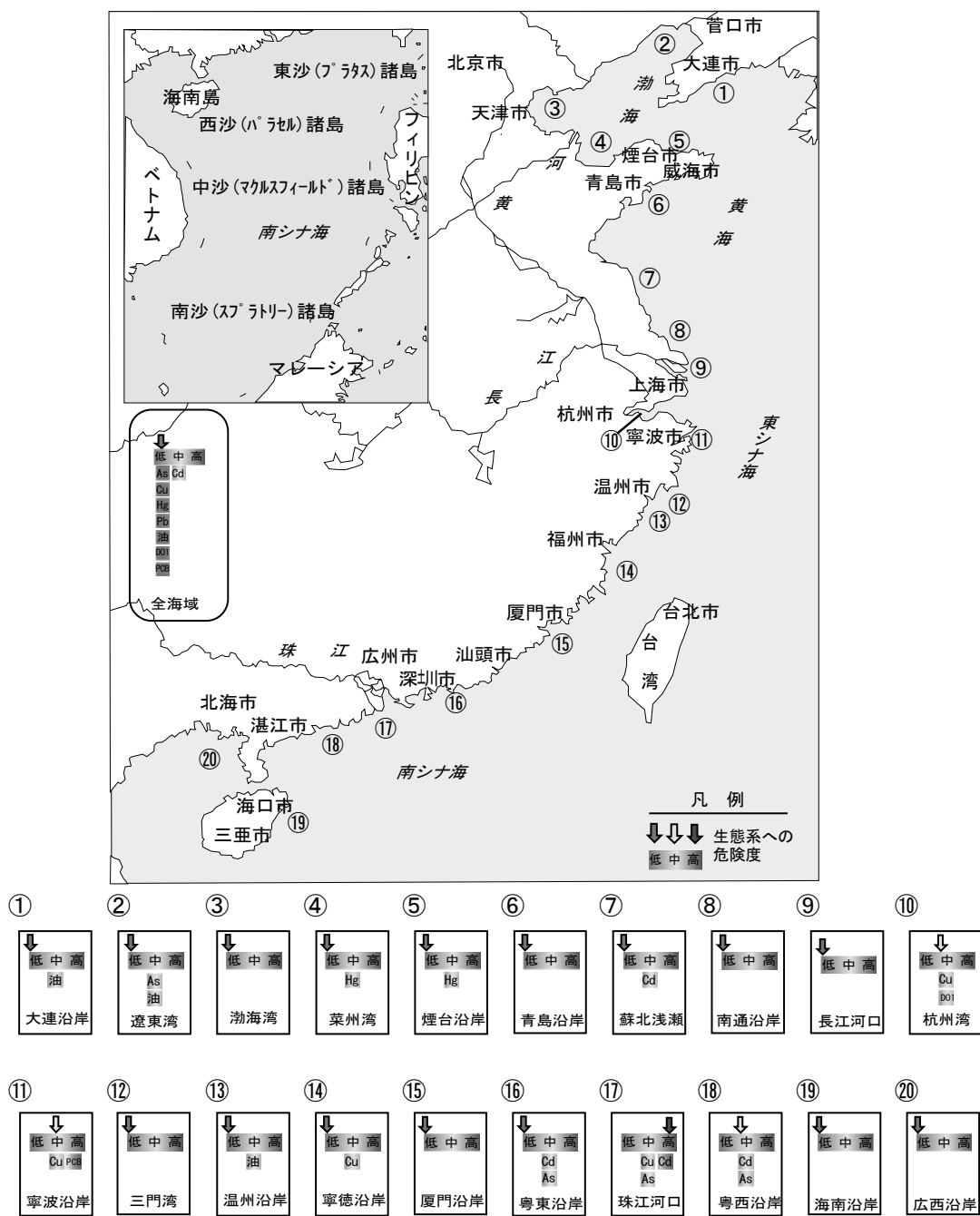


図-B.5 2005年沿岸海域における沈殿物汚濁度と生態系への危険度の評価結果
 出典：国家海洋局（2006a）：2005年中国海洋環境質量公報

付録C 中国海水水質基準

表C-1. 中国海水水質基準 (mg/L)

番号	項目	第1類	第2類	第3類	第4類
1	浮遊物 (油, 泡など)	水面に油膜, 泡などがあってはいけない			水面に油膜, 泡などが明白的 にあってはいけない
2	色, 臭, 匂い	海水に異色, 異臭と異匂いがなし			海水の色, 臭と匂いにいや な感じをしない
3	浮遊物 (油, 泡以外の物)	人的活動による増加量は 10mg/L を越えてはいけない	人的活動による増加量は 100mg/L を越えてはいけない	人的活動による増加量は 150mg/L を越えてはいけない	
4	大腸菌	10000 個/L を越えてはいけない (生食用の貝類の養殖用の水質は 700 個/L を越えてはいけない)			-
5	糞大腸菌	2000 個/L を越えてはいけない (生食用の貝類の養殖用の水質は 140 個/L を越えてはいけない)			-
6	病原菌	生食用の貝類の養殖用の水質には入ってはいけない			
7	水温	人為的活動による海水温度の増加において, 夏季は当地, 当時の気温より 1℃を, その他の季節は 2℃度を越えてはいけない		人為的活動による海水温度の増加は当地, 当時の気温より 4℃度を越えてはいけない	
8	pH	7.8~8.5 同時に当該海域の正常変動範囲の 0.2 pH 単位を超えてはいけない		6.8~8.8 同時に当該海域の正常変動範囲の 0.5 pH 単位を超えてはいけない	
9	溶解酸素	6	5	4	3
10	COD	2	3	4	5
11	BOD	1	3	4	5
12	無機窒素 (N)	0.2	0.3	0.4	0.5
13	非イオン窒素 (N)	0.02			
14	無機リン	0.015	0.03		0.045
15	Hg	0.00005	0.0002		0.0005
16	Cd	0.001	0.005	0.01	
17	鉛	0.001	0.005	0.01	0.05
18	六価クロム	0.005	0.01	0.02	0.05
19	総クロム	0.05	0.1	0.2	0.5
20	砒素	0.02	0.03	0.05	
21	銅	0.005	0.01	0.05	
22	亜鉛	0.02	0.05	0.1	0.5
23	セレン	0.01	0.02		0.05
24	ニッケル	0.005	0.01	0.02	0.05
25	シアン化合物	0.005		0.1	0.2
26	硫化物	0.02	0.05	0.1	0.25
27	揮発性 フェノール	0.005		0.01	0.05
28	石油類	0.05		0.3	0.5
29	BHC	0.001	0.002	0.003	0.005
30	DDT	0.00005	0.0001		
31	マラチオン	0.0005	0.001		

表 C-1 の続き

番号	項目	第1類	第2類	第3類	第4類
32	メチル・パラチオン	0.0005	0.001		
33	ベンゾピレン	0.0025			
34	LAS ($\mu\text{g/L}$)	0.03	0.1		
35 放射性物質 (Bq/L)	Co ⁶⁰	0.03			
	Sr ⁹⁰	4			
	Rn ¹⁰⁵	0.2			
	Cs ¹³⁴	0.6			
	Cs ¹³⁷	0.7			

*中華人民共和国国家標準「海水水質標準」 GB3097-1997

付録D 国家海洋局の遷移

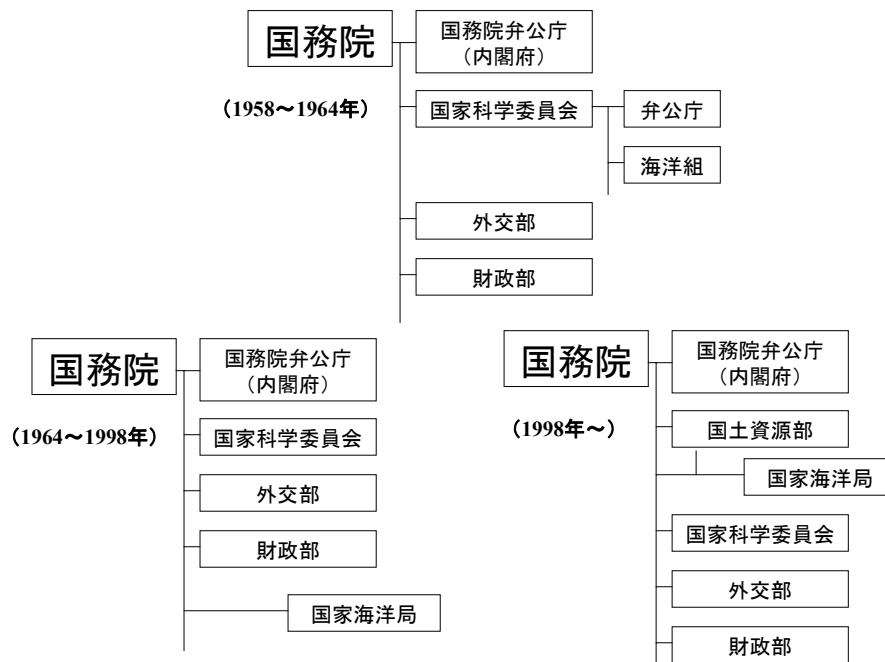


図-D.1 国家海洋局の遷移

付録E 中国の法制度体系

表-E.1 中国の法律文書体系

文書名	発行主体	名称	根拠法	備考
憲法	全国人民代表大会	中華人民共和国憲法		
法律	全国人民代表大会		憲法 58, 62 条	
	全国人民代表大会常務委員会			
行政法規	国務院	条例	憲法 90 条 「立法法」 「行政法規制定程序 条例」	国家レベルの行政法規。 “～決定”， “～命令” などを使うこともある。 “～条例” は各行政機関や地方の行政規章には使えない。
		規定		
		弁法		
行政規章	各行政機関	規定	憲法 90 条 「立法法」	“～政策”， “～計画” などを使うこともある。
		弁法		
		細則		
		規則		
行政文件	各行政機関	通知	《国家行政機関公文 処理弁法》	
		請示（指示伺）		
		批復（回答）		
		函（書簡）		

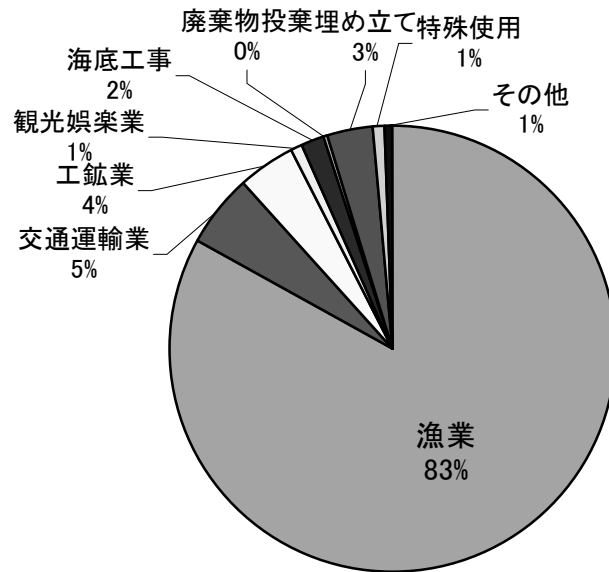
付録F 中国の行政体系

中国の行政区分は、憲法で原則的に省・県・郷という3つの行政区画に分けられるが、省級と県級の行政単位の間には省の出先機関としての「地級行政単位」が存在する。なお、「村級」は行政区ではなく自治組織である。地域によって、県級と郷級の間に、郷級と村級の間に、県や郷の出先機関が存在する場合もある（中国網 2006）。

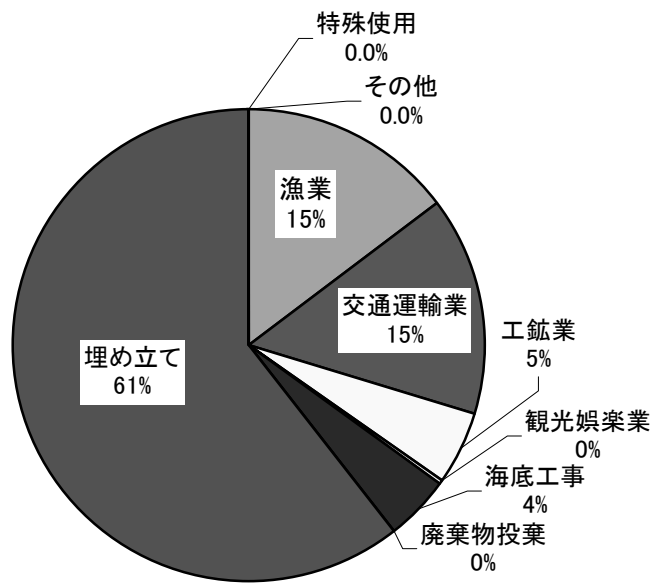
表-F.1 中国の行政体系

行政区	基本	人口集中地区	上位自治体の直轄	定住 民族	非定住 民族
省級	省	直轄市（北京，上海，等）	特別行政区（香港，マカオ）	自治区（寧夏，新疆，等）	内モン族自治区
(地級)	(地区)	副省級市（南京，杭州，等）	省都（南京，南昌，等）	自治州	盟
		地級市（南昌，無錫，等）			
県級	県	県級市	市轄区	自治県	旗，自治旗
郷級	郷	鎮	県轄区，街道	民族郷	ソム， 民族ソム
(村級)	(村（自然村）)	行政村	居民区		

付録G 2005年の海域使用状況



図G-1. 2005年海域使用面積の内訳



図G-2. 2005年徴収した海域使用料の内訳